

新規開業者への案内

当緑区では過去数年間に複数の歯科医院が業績不振のため閉院するという、歯科医院過剰状態が続いております。歯科医院の乱立は医療の質の低下を招きかねず、強いては患者様との信頼関係を崩壊しかねない問題と捉えております。皆様のもとに、不動産関係者や一部の歯科材料小売業者などを含むコンサルタントと称する方々よりのアプローチがあったと思いますが、ぜひご自身でご判断の上、物件契約前に、匿名で結構ですので当歯科医師会へご相談頂きますようお願い致します。

- 開業する時は、先ず第一に歯科医師会にご相談下さい。
- 開業希望地区の情報を歯科医師会が提供いたします。
- 開業準備にあたり、コンサルタントなどの他業種に惑わされないように、うまい話には乗らないように十分に注意して下さい。
- 歯科医師会への問い合わせ前に診療所契約や敷金の支払いは極力避けて下さい。
- 地域歯科医師会および近隣の先生方とうまく連携して、初めて貴方の医療が発揮出来ます。協調が第一とお考え下さい。
- 保健所および厚生局への届け出申請も歯科医師会入会後に行って下さい。
- 近隣歯科医院との類似した名称により、多くの混乱およびトラブルをきたす場合があります。名称決定に際しては、十分に注意の上、歯科医師会へのご相談をお勧めします。